

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

健康推進課

水産課

## 【公告】

- 土地改良事業の工事完了
- 公共測量の実施
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 随意契約の相手方の決定

耕地課

監理課

建築指導課

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年四月九日

指定した医療機関

名称

富永薬局 笹沖

かがみの薬局

所在地

倉敷市新田二六八三―八

苫田郡鏡野町寺元三七四―二

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年三月五日

令和六年四月一日

# 令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

## ◎岡山県告示第七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めた。

令和六年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 朝日加入区

# 令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

〔一八九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。  
 令和六年四月九日

事業主体	地区名	工種	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区13条	農業用排水施設	令和六・	三・一三	三・一三
〃	北七区支線50号	〃	令和六・	三・一八	三・一八
〃	北七区支線48号	〃	令和六・	三・一三	三・一三
〃	西七区支線85号	用排水施設整備	令和六・	三・一九	三・一九
〃	西七区支線70号	〃	令和六・	三・一八	三・一八
〃	北七区支線27号	〃	令和六・	三・一一	三・一一
〃	六間桜川交差樋門	かんがい排水	令和六・	三・一一	三・一一
〃	西七区6号	〃	令和六・	三・一三	三・一三
〃	錦西14樋門	〃	令和六・	三・一一	三・一一
〃	錦六区東横6樋門	〃	令和六・	三・一一	三・一一
〃	沖4番川樋門	〃	令和六・	三・一五	三・一五
〃	西七区3番2	〃	令和六・	三・一三	三・一三
〃	川張潮廻し2号樋門	〃	令和六・	三・一五	三・一五
〃	西七区8号樋門	〃	令和六・	三・一五	三・一五

# 令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

〔一九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市全域	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	測量期間

# 令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

〔一九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇二番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今保一二六番地ニプラッツ・ユーイー一〇三

亀高 輝

亀高明日珠

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月二十七日岡山県指令建指第三一三号

# 令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

〔一九二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和六年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
住宅地図データ等賃貸借 一式
- 二 借入期間  
令和六年四月一日から令和十年二月二十九日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部警務部情報管理課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ゼンリン岡山営業所  
岡山市北区下中野三二三番地一一一
- 六 契約金額  
月額三、〇四〇、三二三円（うち消費税額及び地方消費税の額二七六、三九三円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第一号に該当するため